



ロゴマーク入りパッケージ 作成経費を支援します！

概要

商品や出荷資材に「食のみやこ鳥取県」「ふるさと認証食品」「鳥取物がたり」ロゴマークを活用される場合、その版下作成やシール作成経費の1/2を県が支援します！

事業内容

○事業名：「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業

○事業主体：「食のみやこ鳥取県」推進サポーター、

「ふるさと認証食品」・「鳥取物がたり」をご登録いただいている事業者様

○支援対象：各ロゴマークを活用した

商品パッケージ・出荷資材版下作成、ロゴマーク入りシール作成経費

※作成にあたっては、各種法令(景品表示法、JAS法など)を遵守してください。

なお、表示に関して指摘させていただく事項が生じた場合は、修正した後に印刷を開始してください。

○補助金額：事業費×1/2（1事業者あたり上限150千円）

※事業の活用は年度をまたいでも1事業者あたり上限額150千円まで

申請方法

※必ず事業実施1ヶ月以上前に申請してください！

食のみやこ鳥取県推進事業費補助金交付要綱に基づき、事業計画書に必要書類を添えて下記
あて先まで提出してください。なお、申請様式は下記ホームページからも入手可能です。

活用事例

〈食のみやこ鳥取県〉



〈食のみやこ鳥取県〉



〈ふるさと認証食品〉



〈鳥取物がたり〉



〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局 食のみやこ推進課

電話 0857-26-7853 ファクシミリ 0857-21-0609

HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/syokunomiyako/>



食のみやこ

検索

「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業をお使いいただける制度



『「食のみやこ鳥取県」推進サポーター制度』とは

鳥取県産品の良さを積極的にPRし、販売（提供）していただく皆様に「食のみやこ鳥取県」推進サポーターとして登録させていただき、その取り組みをPRすることで、広く県内外に鳥取の食の素晴らしさを発信していきます。

HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178542>



『鳥取県ふるさと認証食品』とは

鳥取県では、県内で製造される加工食品のうち、次のいずれかを満たすものを「ふるさと認証食品」として認証しています。

○鳥取県産の農林水産物を原材料に用いている。（重量割合50%以上）

○地域に古くから伝わる伝統的な製法で作られている

○鳥取県独自の新技术を用いて作られている。

認証食品には認証マーク（Eマーク）を貼ることで、他の商品と差別化することができます。

HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=178533>



『鳥取物がたり』とは

鳥取県では県産品の利用促進を図るため、次の要件を満たす県産品を「とっとり県産品「鳥取物がたり」」として登録しています。

○県内において生産若しくは製造加工された産品

○県外において生産若しくは加工された産品であって産品を特徴づける材料、技術等が県内で生産又は伝承されるもの

登録された県産品は、「鳥取物がたり」のロゴマークを表示し、県産品であることをPRすることができ、県もHPやイベント等で登録県産品をPRさせていただきます。

HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/item/852435.htm>

